

ほくしんビジネスバンキング口座振替利用規定

第1条 （ほくしんビジネスバンキング口座振替サービスおよびほくしんビジネスバンキング口座振替利用規定）

1 （ほくしんビジネスバンキング口座振替）

ほくしんビジネスバンキング口座振替（以下「ビジネスバンキング口座振替サービス」といいます。）とは、ほくしんビジネスバンキングを契約されているお客さまが委託者（収納企業）として、別に締結する口座振替契約に関する契約書（ほくしんビジネスバンキング利用）に基づきほくしんビジネスバンキングにより当組合へ口座振替収納取引を依頼するサービスおよびこれに付随するサービス（第2条に定めます）のことをいいます。

2 （ビジネスバンキング口座振替サービスの利用）

ビジネスバンキング口座振替サービスの利用にあたっては本ほくしんビジネスバンキング口座振替利用規定（以下「ビジネスバンキング口座振替規定」といいます。）および、ほくしんビジネスバンキング利用規定を適用するものとします。（ほくしんビジネスバンキング利用規定に規定された「本サービス」にビジネスバンキング口座振替サービスが含まれるものとします。）

「口座振替収納」取引については、ほくしんビジネスバンキング利用規定第10条に定める「データ伝送サービス」の利用が必要になります。

なお、ビジネスバンキング口座振替規定とほくしんビジネスバンキング利用規定が抵触する場合には、ビジネスバンキング口座振替規定が優先されるものとします。

第2条 （ビジネスバンキング口座振替サービスの内容）

ビジネスバンキング口座振替サービスには、以下5種類のメニューがあります。

- （1）引落データ作成：引落依頼データの作成・申請及びこれらに付随する各種項目の事前登録ができます。
- （2）承認：引落依頼データを確定することができます。
- （3）取引状況照会：承認済の引落依頼データを照会できます。
- （4）結果通知照会：引落結果を照会・ダウンロードできます。（引落日の翌営業日14時35分以降に限る。）
- （5）委託者情報設定：委託者名・委託者登録内容の説明・委託者情報の表示／非表示・預金者情報の表示順・引落金額の内訳に使用する項目名称を設定・照会できます。

第3条 （利用手数料）

ビジネスバンキング口座振替サービスの利用にあたっては、「データ伝送サービス利用手数料」および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当組合所定のものといたしますので、当組合ホームページ上で随時ご確認ください。

この場合、当組合はデータ伝送サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当組合所定の日に自動的に引落します。データ伝送サービス利用手数料および消費税が引落せなかった場合、当組合は引落せなかった額に相当する金額を登録されているサービス利用口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。

第4条 （利用口座）

お客様は、口座振替金額を入金する口座（以下「振替資金入金口座」といいます。）を、ほくしんビジネスバンキングの「代表口座」または「サービス利用口座」としてお届けの預金口座の中から指定できます。

第5条 （利用者）

ビジネスバンキング口座振替サービスは、ほくしんビジネスバンキングの利用者のうち、「サービス管理責任者」および「サービス管理責任者がビジネスバンキング口座振替サービスの利用に関する利用権限を一定の範囲で許容している利用者」が利用できます。

第6条 （利用申込・サービスの取止め）

1 ビジネスバンキング口座振替サービスの利用を申込される方は、ビジネスバンキング口座振替規定・ほくしんビジネスバンキング利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当組合所定の方法により申込むものとします。

2 お客さまは、当組合所定の方法によりビジネスバンキング口座振替サービスを取止めることができます。

ただし、ビジネスバンキング口座振替サービスを取止める時まで処理が完了していない引落依頼データがある場合は、当該引落依頼データの取消を行ったうえでなければ取止めることはできないものとします。

第7条 （必要事項の届出）

ビジネスバンキング口座振替サービスの利用にあたって必要な「収納事務の対象」「取りまとめ店」「振替日」等の項目は、あらかじめ当組合所定の方法により届け出るものとします。

ほくしんビジネスバンキング口座振替利用規定

第8条 （取引の依頼）

1 引落依頼の受付にあたっては、お客さまに依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には、画面上の承認ボタンのクリック等当組合の指定する方法で了承する旨を当組合に回答してください。

この回答を当組合が、当組合所定の時限までに受信した場合には、受信した時点で当該引落依頼の内容が確定し、当組合がお客さまの依頼を受付けたものとします。

2 前項にかかわらず引落依頼に関しては、依頼のための承認操作実施日（当組合所定の時刻までに承認操作した場合）もしくは依頼のための承認操作実施日の翌営業日（当組合所定の時刻以降に承認操作した場合および土日・休日に承認操作した場合）における当組合所定の時点（引落日の2営業日以上前であることが前提となります。）で当該引落依頼の内容が確定したものとします。お客さまは、引落依頼の内容が確定するまでの間は、当該取引の依頼を変更または取消することができます。

3 当組合は、ビジネスバンキングロ振サービスによる引落、変更または取消依頼取引の権限を付与された登録利用者による取引依頼であることを相応の注意をもって確認して取扱ったうえは、使用機器等の不正使用その他の事故があっても、その為に生じた損害については責任を負いません。

また、当組合の判断により引落取引依頼の処理を行わなかった場合でも、当該取引の処理を行わなかったことによって生じた損害については、当組合の責に帰すべき事由による場合を除き、当組合は責任を負いません。

第9条 （口座振替引落結果）

1 ほくしんビジネスバンキングで依頼した口座振替の引落結果は、ビジネスバンキングロ振サービスでのみ確認できるものとします。

2 MT、FD、MO等、他の媒体で依頼した口座振替の引落結果はビジネスバンキングロ振サービスでは確認できません。

3 口座振替引落結果は、お客さまの照会操作時点で当組合のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。

第10条 （関係規定の適用・準用）

ビジネスバンキングロ振規定、口座振替収納事務取扱規定およびほくしんビジネスバンキング利用規定に定めのない事項については、当組合関連諸規定を適用または準用するものとします。

第11条 （サービス内容または規定の変更）

当組合はビジネスバンキングロ振サービスまたはビジネスバンキングロ振規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく何時でも任意に変更できるものとします。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

かかる変更内容は、当組合ホームページ上等当組合所定の方法によりお客さまに通知します。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。

以上